

組 合 専 従 者 規 定

- 第 1 条 この規定は組合規約 30 条にもとづいて定める。
- 第 2 条 組合専従者（以下専従者という）は常時組合業務に専念するものとする。
- 第 3 条 専従者は役員及び事務員とし、人員は大会に於いて決定する。
- 第 4 条 専従者には専従になる前に会社より支給されていた基準賃金を支給する。在勤地手当・都市手当については本社勤務と同様の扱いとする。
- 第 5 条 専従者には前条の定める給与の外、会社が定期または臨時に支給し、組合員が享受する一切の給与は、中央執行委員会が調査の上組合が負担する。但し、大会に報告するものとする。
- 第 6 条 専従期間内において昇給または賃金体系の改定等実施されたときは、当人が会社から支給されると推定される金額を、中央執行委員会が調査の上支給する。但し、大会に報告するものとする。
- 第 7 条 専従者の就業時間及び始終業時刻は、本社に準ずる。
- 第 8 条 専従者の休日及び時間外労働に対する手当は支給しない。但し、事務員は除く。
- 第 9 条 専従者の勤務地域又は居住地において団体交渉または会議が行われた場合の日当は支給しない。但し、宿泊を伴う場合を除く。
- 第 10 条 事務員の雇用及び解雇は中央執行委員会で行い、その労働条件は会社と組合が締結した労働協約書に定めたものを勘案して行い、大会に報告するものとする。
- 第 11 条 給与の支給方法は次の通りとする。
1. 給与及び手当は組合（一般）資金より支給する。
 2. 給与より勤労所得税を源泉徴収し、健康保険、厚生年金保険、失業保険、共済会費、その他個人の負担金及び組合費を控除する。
但し、会社負担分は組合が負担する。
 3. 計算期間は 1 日より末日までとする。
給与は月給とし毎月 25 日にその月の分を支給する。
但し、当日が休日に当たる場合には、前日に支給される。
 4. 専従就任または解任など月の中間に行われた場合は、当人の当月分よりその月に会社から支給される金額を差し引いた額を支給する。
- 第 12 条 専従者の服務、安全衛生、福利厚生に関しては労働協約及び会社で定めた就業規則ならびにこれに準ずる規定を準用する。但し、所属は出身事業場とする。
- 第 13 条 組合員である専従者には次の手当を支給する。但し、欠勤等したときは、在籍日分までの案分額を支給する。
1. 専従手当 月額 基準内賃金×25%
 2. 滞在手当 〃 10,000 円
- 但し、滞在手当等については専従者がその居住地を本部所属地に変更した後は支給しない。
- 第 14 条 専従者が次の各号の一に該当するときは、その任務を大会において解任する。
1. 組合員として資格を失ったとき。

2. 疾病その他により3ヶ月以上欠勤するもなお出勤できないとき。

3. 本人の辞任願いが認められたとき。

第15条 専従者の任期は組合役員の任期と同一とする。

但し、組合雇傭の事務員の任期はこの限りでない。

第16条 この規定に定めのない事項に関しては、その都度中央執行委員会において処理し、大会に報告する。

第17条 この規定の改廃は大会において行う。

第18条 この規定は昭和32年5月25日より施行する。

(S52.9 改定) (S58.8 改定) (H5.8 改定) (2024.8 改正)